

市町合併を考える

議員の身分問題

一・原則と状況

合併時の議員の身分問題は色々な側面から見ると様々な考え方が出てくるところでもあります。

しかし、最も重要なのは、行財政改革の一環としての市町合併の理念に基づいた原理・原則であり、何のためには合併するのかという、単純明快に、原則を第一にした厳しくも一本太い筋の通った判断であります。

議会が率先して合併を成功に導くには、多少の困難を克服して自らに厳しく設置選挙を行うべきと考えます。

色々な懸念を理由にして在任特例を使うことは、その観点に関してだけは一見正しくとも、合併の全体像を見た時には、「議会は色々言っているも自らには甘い」としか住民の目には映りません。

住民の在任特例に対する見方は、議会の空気とはかけ離れていて、非常に厳しいといえます。

一方、議員と住民の間には決定的な情報量の違いがあります。議員の立場で考えると、心配事が山積みなのも確かです。

また、議員の立場でも、配付された資料に目を通して全てを理解し検討することとみななか大変なことであり、合併協議会の傍聴は欠かせない仕事です。これを欠くと諸問題の理解は出来ないと感じています。

私は、第3回（ふれあい9/26）第4回（市役所10/29）第5回（マリンドリム11/27）第6回（市役所12/25）第7回（ふれあい1/15）第8回（市役所1/29）と傍聴しましたが、残念ながら議員の姿はまばらです。

二・選択肢

先に述べた議員の身分決定の選択肢として3通りの方法が合併特例法で認められています。

設置選挙

合併と同時に一市二町の議員は失職し、法定定数（人口五十万人以上の場合30人）以内で選挙

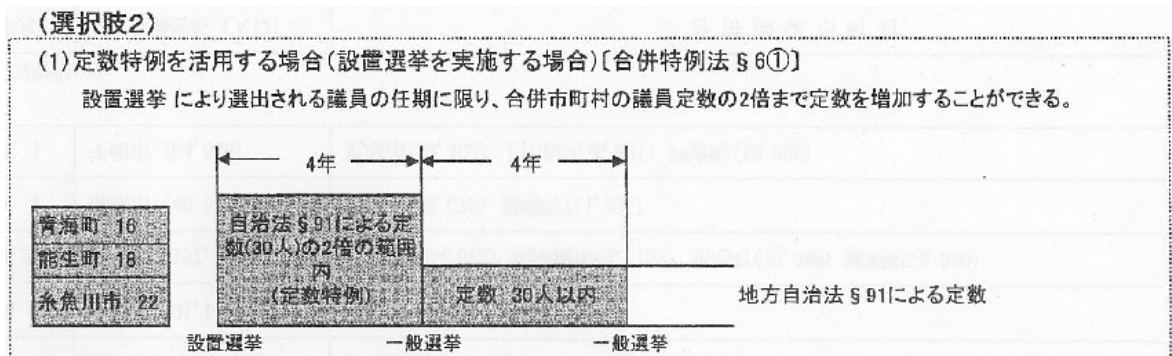
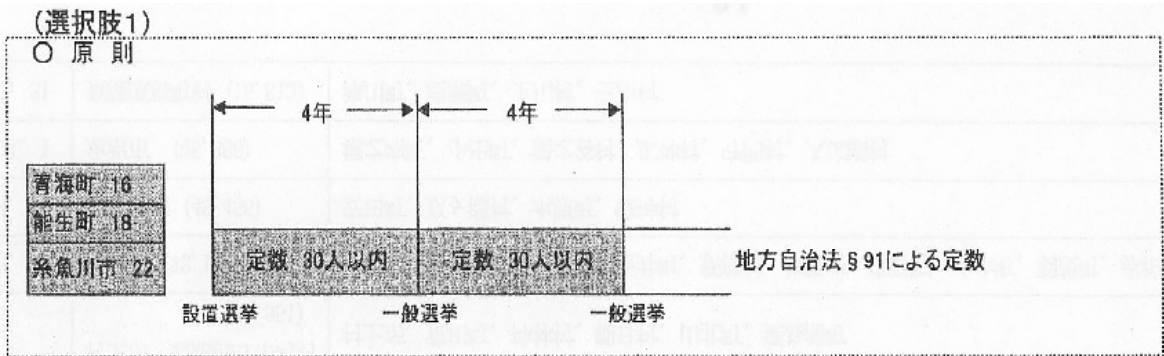
合併と同時に一市二町の議員は失職し、一期4年間だけ法定定数の2倍内で選挙

在任特例

一市二町の現議員が最長2年間、そのまま新しい市の議会に在任する。

合併で新しい自治体をつくる新設合併の場合、議員は失職し、地方自治法の定める定数内で選挙を実施するのが原則です。

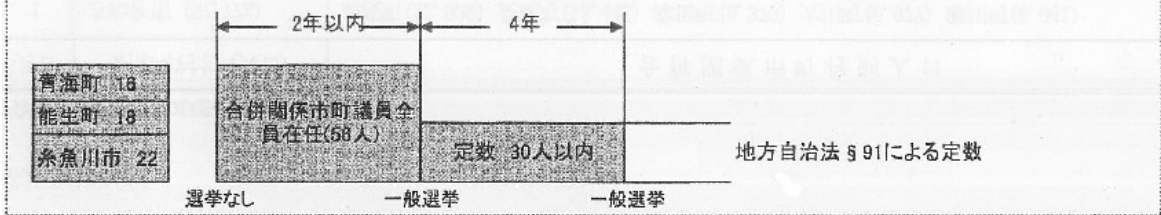
しかし、合併特例法が設けている在任特例は、議員が合併後も最長2年間、そのまま新しい議会に選挙無しで在任することを認めている。（ ）



(選択肢3)

(2) 在任特例を活用する場合(設置選挙なし)[合併特例法 § 7①]

合併関係市町村の議員全員が、2年を超えない範囲で、合併市町村の議員として在任することができる。



三・特例制度の理由

首長はもちろん、助役ら特別職は合併に伴い失職する。なぜ議員だけが優遇されるのでしょうか。

総務省合併推進課は、ふたつの理由を挙げています。

地域の代表が急激に減少することを避け、新しい自治体への移行を円滑にする。

もう1点は

自治体の合併には議会の議決が必要であるが、議員は職を失うため、合併に対し消極的になりやすい。そうした障害を除去する観点である。

2点目の説明の方が実情に近いと言われています。

中央大学経済学部の佐々木信夫という行政学専門の教授は「合併を促進させた国が、反対する議員をなだめようと用意したアメ」と明快に説明しています。

四・住民の意向

市町村自治研究会編集の合併特例法を解説した書籍「逐条解説市町村合併特例法」によると、「在任特例制度は合併市町村において選挙を行わずに合併市町村の議会の議員の在任を認める極めて例外的な処置であることから、この制度の活用にあたっては、住民の意向を十分配慮するべきである」ということです。

東かがわ市の例

今年4月に3町が合併して誕生した香川県の東かがわ市では、合併後に、住民が2年間の議員在任特例に気付き、市民運動から「議会解散請求」の住民投票に発展し、議会は解散に追い込まれ、42名だった議会が24名の定数で改選選挙を行うということがありました。解散請求の住民投票前には敗北を予想した議員が次々と辞職し、投票時には42名が18名になっていたそうです。

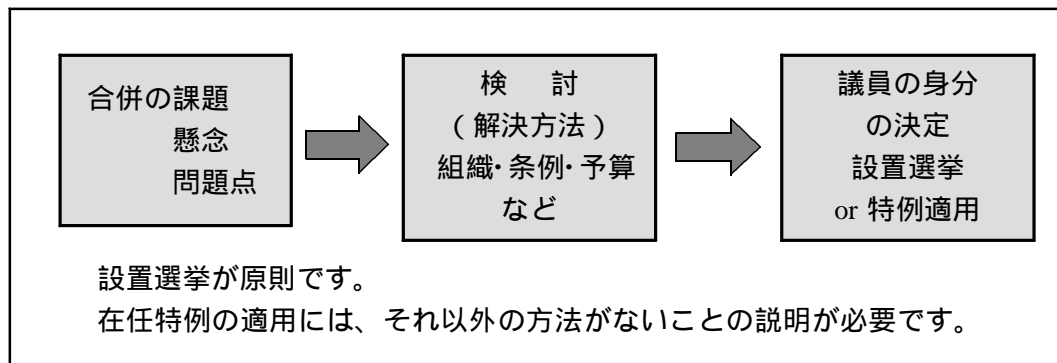
五・今後の課題

果たして住民に在任特例の必然性を説明し、それ以外の方法がないことを納得させるだけの明確な理論が成り立つのでしょうか。

私は、新市の懸念は、自治体が元々持っている課題がなお大きい問題となっており、顕在化するものだと思っています。合併時に議会の役割を十分に果たすためには、新市の議員が市全体の代表としての認識を強く持ち、合併後の懸念や課題を整理・認識して議員活動を行うことが最も大切でしょう。いわばそれに適う役割を果たす「覚悟」が必要ということになります。

議員の数だけが頼りで、それ以外に方法がないというのは説得力がありません。多くの費用がかかる在任特例の適用は、それ以外に方法がないことが明確な場合のみにするべきであり、どの懸念や問題に対しても、それ以外に方法がないとは言えないでしょう。

例えば、地域の代表が急激に減少することにより、新しい自治体への移行が円滑にいかないという懸念は、合併後の重大な課題です。これを解決するには、「地域審議会」の有効活用が言われていますが、有効に活かすにはどのような地域審議会にするかが重要で、これに本気で取り組むことが、合併の基本になった対策になると思います。



また、支所機能の充実に重要な対策となるでしょう。

支所長の権限の拡大
支所長が専決で執行できる予算枠
その予算枠ですぐ執行できる組織などが、支所機能として重要になると考えます。

もう一つ、「小選挙区制を採用し、青海選挙区と能生選挙区の定数の合計が糸魚川選挙区の定数以上になるようにする」ことも重要な方策です。

あくまでも「議員の身分」の特例適用は、合理化の理念に基づいた、経費を最小限に抑えた対策を優先的に検討し、その結果として特例適用しかない場合に限り許されるものだと考えます。

特例適用の必要性を訴える場合に「心配な点が多くあるので議員は見届ける責任がある」といった、上表の検討をせずにから

の結論に直接至る

【懸念 特例】という理論では、短絡的に過ぎると言われても反論できないでしょう。

上記の手順は省略が許されるのではなく、住民に対する説明責任も重要です。

また、の検討により、在任特例使用の必要性が明らかになつた場合には、結果としてその在任特例期間に何を行うかが明らかになる効果もあります。

現状の議論では、在任特例中に何を行うかがぼやけたままで、何が出来るでしょうか。

青海町議会が法定協議会の設立を承認し、合併の方向に向かつている今、国が用意したアメに左右されない、大所高所に立った英断が必要であります。

是非、設置選挙の道を選ぶべきですが、議会が特例の適用を主張する場合にも十分な検討と説明が必要であります。

